

2007年5月22日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 前田 晃伸  
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会において、平成19年6月26日開催予定の第5期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 定款一部変更の件

平成18年7月4日付で第四種及び第六種の優先株式を取得及び消却したこと、平成18年7月7日付で子会社保有の当社普通株式の一部を取得及び消却したことに伴い、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を減ずるとともに、所要の変更を行うものであります。

変更の内容及び理由は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案	変更の理由
<b>(発行可能株式総数)</b> <b>第6条</b> 当社の発行可能株式総数は、 <u>29,698,500株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式 <u>25,000,000株</u> 第四種の優先株式 <u>150,000株</u> 第六種の優先株式 <u>150,000株</u> 第十一種の優先株式 1,398,500株 第十二種の優先株式 1,500,000株 第十三種の優先株式 1,500,000株  <b>(優先配当金)</b> <b>第13条</b> 当社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優	<b>(発行可能株式総数)</b> <b>第6条</b> 当社の発行可能株式総数は、 <u>29,266,700株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式 <u>24,868,200株</u> 第十一種の優先株式 1,398,500株 第十二種の優先株式 1,500,000株 第十三種の優先株式 1,500,000株  <b>(優先配当金)</b> <b>第13条</b> 当社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優	第四種および第六種の優先株式ならびに普通株式の消却に伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減ずるものであります。  第四種および第六種の優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。

現行定款	変更案	変更の理由
<p>先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>第四種の優先株式</u> 1株につき 47,600円</p> <p><u>第六種の優先株式</u> 1株につき 42,000円</p> <p>第十一種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配) 第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	<p>先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第十一種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種の優先株式 1株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(残余財産の分配) 第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	<p>第四種および第六種の優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p><u>第四種および第六種の優先株式</u> 1株につき200万円</p> <p>第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき100万円</p> <p>② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(優先株式の取得)</p> <p><b>第18条</b> <u>当社は、第四種および第六種の優先株式については、旧商法第353条の規定による株主総会の決議で承認された株式交換契約書にそれぞれ定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u></p> <p>② 当社は、第十二種および第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>③ 前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p>	<p>第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき100万円</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(優先株式の取得)</p> <p><b>第18条</b> (削除)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p>	<p>第四種および第六種の優先株式の消却に伴い、当該優先株式についての規定を削除するものであります。</p>

以上